



採用情報

福祉用具専門相談員

福祉用具専門相談員

試用期間（6ヵ月間）

期間	給料、待遇
3ヵ月目 ～6ヵ月	使用期間中の労働条件は使用期間終了後と同条件 ※福祉用具専門相談員の資格を持っていない方は資格手当はつきません。



試用期間終了後～

期間	給料、待遇
7ヵ月目以降 (評価実施)	基本給180,000円 職務給 ¥67,000～¥74,000 資格手当10,000円 (福祉用具専門相談員有資格者のみ) 固定残業代 ¥29,000 (15時間分) 合計 ¥286,000～¥293,000

福利厚生など

福利厚生・待遇

賞与/昇給	賞与：年2回 決算賞与：年1回 (※業績に伴う) 昇給：年1回基本給 ¥1000 年1回職務給 (年1回の査定により)
休日	完全週休2日制 (日曜日+もう1日固定の曜日) 季節休 4日間 有給休暇 (雇用日から半年後に発生) ※所定労働日数週5日の場合：10日付与 ※有給を利用した半休休暇での利用も可
福利厚生待遇	(試用期間中) ※常勤職員 ☆加入保険 / 雇用・労災・健康・厚生 ☆制服貸与 ☆定期健康診断 ☆インフルエンザ予防接種補助 ☆研修費補助 ☆資格取得支援 ☆社内旅行 ☆ユニフォーム貸与 ☆交通費支給 (月額上限なし) ☆雨具関連用品購入費補助 (年間 ¥2000) ☆部会参加費 (月1回限度 ¥2000まで) ※試用期間終了後～ ☆中小企業退職金制度加入 ☆学会参加費助成

※職務給の評価は所属所長の評価による。

※あくまでも基本的な目安であり、正社員雇用の転換のタイミングは個人の勤務状況など、営業所の所長評価により試用期間が短くなる事も延びることもあります。